

株式会社吉岡組 行動計画(第4回)

社員が、仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行う事により、全社員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画の策定を行う。

1, 行動期間 令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年間

2, 内 容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境整備

目標1 労働者が子供の看護及び学校の行事の為に休暇(有給)を取得できる制度の導入

<対策>

- ・令和4年2月～ 社内調査を行い制度の実施に向けて研修会を開く。
- ・令和4年4月～ 管理職による会議を設けて日数等について制度の内容を検討する。
- ・令和4年6月～ 制度を導入しミーティングを行い社員に周知する。

働き方の見直しに資する多様な条件の整備

目標1 毎年夏季6月～9月の間、所定労働時間内に休憩を設け毎日30分間短縮を行う。

<対策>

- ・令和4年2月～ 管理職による、実施に向けて研修会を開く。
- ・令和4年6月～ 制度に関する内容及び期間の設定を行い社員に周知する。

地域において子供の健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の休暇(有給)を支援するなど、子供・子育てに関する地域貢献活動の実施

<対策>

- ・令和4年4月～ 地域活動に参加する休暇制度を導入する。
- ・令和4年8月～ 管理職による、実施に向けて活動内容・時期・人数等の研修会を開く。
- ・令和4年12月～ 活動に向けてミーティングを行い社員に周知する。